

報告第 4 2 号

各種事務事業（納税関係）の取扱いについて

各種事務事業（納税関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 5 月 2 6 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

【調整方針】

前納報奨金については、観音寺市の例により統一する。

【調整結果】

事務事業名	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果
前納報奨金	<p>適用税目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税 ・都市計画税 <p>固定資産税・都市計画税</p> <p>対象</p> <p>4月1日から4月30日までに、年税額を一時納付した者</p> <p>内容</p> <p>$前納額 \times 0.3/100 \times 前納月数$</p> <p>(ただし、交付限度額は50,000円)</p>	<p>適用税目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人町県民税(普通徴収) ・固定資産税 <p>個人町県民税</p> <p>対象</p> <p>6月1日から6月30日までに、年税額を一時納付した者</p> <p>内容</p> <p>$前納額 \times 5/1000 \times 前納月数$</p> <p>(ただし、交付限度額は各納期毎に50,000円)</p> <p>固定資産税</p> <p>対象</p> <p>4月1日から4月30日までに、年税額を一時納付した者</p> <p>内容</p> <p>$前納額 \times 5/1000 \times 前納月数$</p> <p>(ただし、交付限度額は各納期毎に50,000円)</p>	<p>適用税目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人町県民税(普通徴収) ・固定資産税 <p>個人町県民税</p> <p>対象</p> <p>6月1日から6月30日までに、年税額を一時納付した者</p> <p>内容</p> <p>$前納額 \times 5/1000 \times 前納月数$</p> <p>(ただし、交付限度額は各納期毎に50,000円)</p> <p>固定資産税</p> <p>対象</p> <p>4月1日から4月30日までに、年税額を一時納付した者</p> <p>内容</p> <p>$前納額 \times 5/1000 \times 前納月数$</p> <p>(ただし、交付限度額は各納期毎に50,000円)</p>	<p>観音寺市の例により統一する。</p> <p>適用税目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税 ・都市計画税 <p>固定資産税・都市計画税</p> <p>対象</p> <p>4月1日から4月30日までに、年税額を一時納付した者</p> <p>内容</p> <p>$前納額 \times 0.3/100 \times 前納月数$</p> <p>(ただし、交付限度額は50,000円)</p>